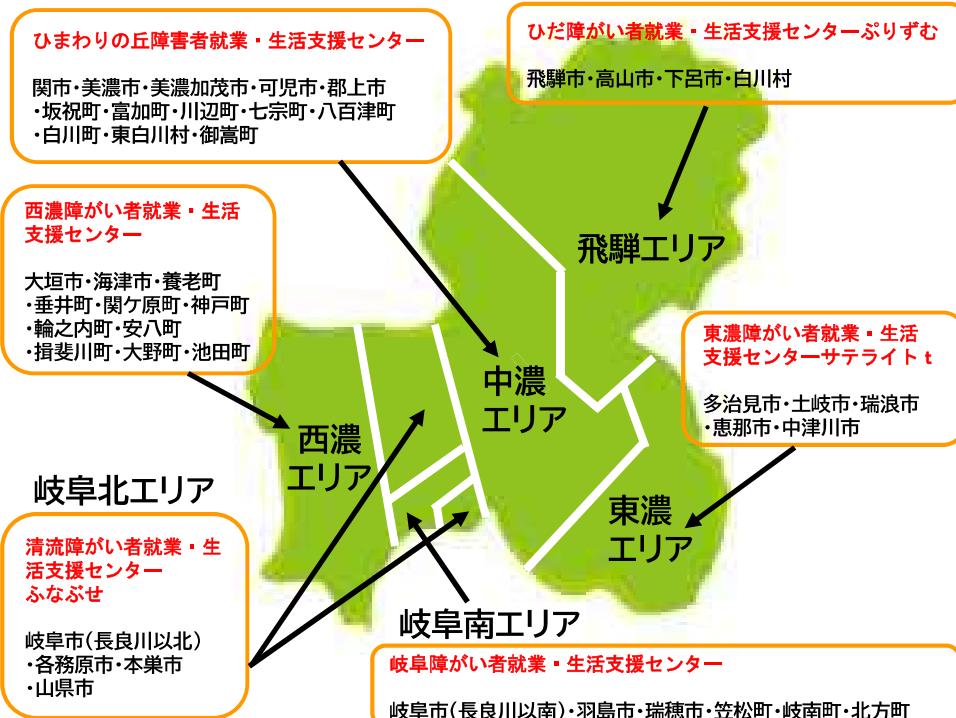


県内6か所にある障害者就業・生活支援センター(なかぽつ)

なかぽつは県内に各エリアに6か所あり、障がい者雇用に係るご相談に応じています。企業等の所在地を担当するなかぽつに、お気軽にお問合せください。



エリア	なかぽつ名称	住 所	電 話
岐 阜 南	岐阜障がい者就業・生活支援センター	岐阜市鍵屋西町2-20 多恵第2ビル1階	058-253-1388
岐 阜 北	清流障がい者就業・生活支援センター ふなぶせ	岐阜市学園町2-33 岐阜県障がい者総合就労支援センター内	058-215-8248
西 濃	西濃障がい者就業・生活支援センター	不破郡垂井町栗原 2066-2	0584-22-5861
中 濃	ひまわりの丘障害者就業・生活支援センター	関市桐ヶ丘3-2	0575-24-5880
東 濃	ひだ障がい者就業・生活支援センター ぱりすむ	多治見市小泉町2-93 ルミナス小泉102	0572-26-9721
飛 駒	ひだ障がい者就業・生活支援センター ぱりすむ	高山市天満町4-64-8 第一ビル1階	0577-32-8736

企業等の皆さまの障がい者雇用も支援しています！！

障害者就業・生活支援センター



略して「なかぽつ」と言います！！

障害者就業・生活支援センター(略称「なかぽつ」)は、働きたい障がい者、働く障がい者の就業と生活を一体的に支援しています。また、障がい者を雇用している、雇用をお考えの企業等の皆さまをお手伝いしています。

障がいのある方へのサポート

- 働くための準備をサポート
- 職場見学などの同行
- 支援機関の紹介や利用の支援
- 就職後は、職場を訪問し、仕事上の困りごとへの相談対応
- 働く上で欠かせない生活習慣・健康管理など日常生活に関する相談対応

企業等の皆さまへのサポート

- 障がいのある方を雇用するために必要な準備などの相談対応
- 雇用後は、職場訪問により円滑な雇用をフォロー

まずは、
なかぽつに相談



- なかぽつの運営は、県知事が指定した法人が実施
- 国や県がなかぽつに対して、障がい者の就業支援や生活支援業務の実施を委託しています。
- なかぽつの利用は障がいのある方も企業等の皆さまも無料です。

なかぽつには、働きたい障がい者・働く障がい者の就労に向けた一貫した支援のしくみがあります。障がいのある方への一貫した支援は、雇用する側の企業等の皆さんにとっても大きな安心につながります。

なかぽつでは、障がい者に対する支援だけでなく、障がいのある方の雇用に関し、雇用前はもちろん雇用した後も企業等の皆さんとのご相談に対応しています。

なかぽつにおける障がい者の就労に向けた支援の流れ

なかぽつの障がい者雇用拡大支援員が企業等の皆さまの雇用に関するお悩みにも対応します！！



なかぽつには、働きたい障がい者が登録しています。また、特別支援学校、その他に在籍する障がい者にもおつなぎします。

なかぽつには、短期の職場体験実習の制度があります。



就職後も、なかぽつの支援員が職場定着に向けた支援を行い、障がい者・企業等の皆さんをサポートします。



ポイント

- ✓なかぽつでは、就職の前段階から就職後の職場定着の支援まで、障がいのある方の就労をトータルサポートしています。就労に伴う日常生活上の支援も行っています。
- ✓なかぽつでは、企業等の皆さんに対する雇用に係る相談にも対応しています。

障がい者雇用拡大支援員による職場実習先・就職先の拡大



障がい者と企業等のマッチング



障がい者チャレンジトレーニング (短期の職場実習)



ハローワークなど職業紹介機関の利用



雇 用



なかぽつの各支援員による定着支援

なかぽつ
の各
支
援
員
に
よ
る
就
労
支
援

障がい者雇用拡大支援員

なかぽつには、“障がい者雇用拡大支援員”が配置されています。雇用拡大支援員は、企業等を訪問して、障がい者雇用のご相談に対応しています。



「障がい者を雇用するために、何をすればいいの？」

「障がい者を雇用するにあたって、どんな支援を受けられるの？」

障がい者雇用拡大支援員は、このような企業等の皆さんのお悩みに対応しています。課題をひとつひとつ一緒に解決していきます。

障がい者雇用拡大支援員のお仕事

○障がい者雇用拡大支援員は、企業等を訪問し、障がい者雇用の普及啓発、職場実習の受入や障がい者雇用の働きかけを行うとともに、企業等の障がい者雇用に係るご相談に対応しています。

○障がい者、企業等、なかぽつ、ハローワーク、県立ハローワーク、特別支援学校、福祉サービス事業所など関係機関との“橋渡し役”となり、支援します。

障がい者チャレンジトレーニング(短期の職場実習)

障がい者の雇用を検討するにあたって、課題や不安を解決したい…そのような企業等の皆さんのお悩みには、「障がい者チャレンジトレーニング(短期の職場実習)」が有効です。障がいのある方を実習生として職場に受け入れ、業務を行ってもらうことにより、今後の雇用のイメージができます。企業の皆さんも、障がいのある方にとっても不安解消につながります。

チャレンジトレーニング概要

対象者	県内のなかぽつに登録する障がい者
期間	原則10日以内（事業主と実習生の相談により設定）
謝金	事業所に対し実習生1人につき日額1,000円
手当	実習生に対し日額1,000円
実習の保険	傷害保険に加入（事業主・実習生の掛金は不要）



ポイント

✓実習にあたっては、有期雇用契約ではなく、

なかぽつと企業等が覚書を交わします。

✓実習生の給料も、万が一に備えての傷害保険も不要。企業には謝金、実習生には手当が支給されます。

✓なかぽつの支援員が、必要に応じて実習先の訪問を行い、課題やトラブルの解決等をサポートします。

安心してご利用ください！！

